

○第124回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成27年6月17日（水）14：00～16：40

議事概要：

（1）農薬（テトラコナゾール）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.004 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.05 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、てんさい、りんご等に使用します。今回、だいず、マンゴー等へのインポートトレランス申請及びうめ、ほうれんそう等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）農薬（トリフロキシストロビン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.05 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、りんご、おうとう、もも等に使用します。今回、かんきつへの適用拡大申請及びベリー類果実等へのインポートトレランス申請がされています。

（3）農薬（フェンヘキサミド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.17 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、かんきつ、もも等に使用します。今回、りんごへの適用拡大申請がされています。

（4）農薬（ベンゾフェナップ）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.002 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤で、水稻に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① シアナジン

・評価第一部会において調査審議することとなった。

* 除草剤で、ばれいしょ、たまねぎ、アスパラガス等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

② ヘキサコナゾール

・ 評価第三部会において調査審議することとなった。

* 殺菌剤で、りんご、もも、おうとう等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。